

川崎市上下水道局 長沢浄水場  
排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに  
処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業

第3回質問に関する回答  
(1次回答)

令和5年12月

川崎市上下水道局

本質問回答書は、令和5年11月27日（月）午前9時から12月1日（金）午後5時までに受け付けた、川崎市上下水道局 長沢浄水場排水処理施設改良工事に係る設計及び施工並びに処理施設の運転維持管理委託一括発注方式事業の入札公告等に関する質問に対して回答（1次回答）を記載したものです。その他の質問については、12月27日（水）までに随時回答いたしますので、局ウェブサイトをご確認ください。

なお、総質問受付数は、以下のとおりです。意見につきましては、回答等いたしませんので、ご了承ください。

入札説明書等に関する質問	質問
1 入札説明書	33件
2 基本契約書（案）	6件
3 建設工事請負契約書（案）	20件
4 運転維持管理業務委託契約書（案）	33件
5 モニタリング基本計画書（案）	1件
6 実施方針	2件
7 実施方針（新旧対照表）	
8 要求水準書	61件
9 要求水準書（新旧対照表）	
10 事業設計書	
11 工事設計書	
12 業務委託設計書	
13 設計・施工・運転維持管理一括発注方式実施に関する取扱要綱	
14 設計・施工・運転維持管理一括型総合評価落札方式実施要綱	
15 各種様式（第3号様式～7-1号様式）	1件
合計	157件

第 1 本事業の概要		
	1 事業内容に関する事項	
	2 予定価格	2件
第 2 事業者の募集及び応募の手続き等に関する事項		
	1 事業者の募集	4件
第 3 入札参加資格要件		
	1 応募グループの構成等	
	2 共通の参加資格要件	
	3 各業務における参加資格要件	8件
第 4 応募時の提出書類		
	1 入札参加申込書及び入札参加資格確認申請書類等	1件
	2 入札書及び技術提案書等	
	3 技術提案書類の作成要領	10件
第 5 落札者の決定		
	1 落札者決定基準について	
	2 落札者決定の手順	
	3 要求水準基礎審査	2件
	4 総合評価落札方式による評価	
第 6 落札後の手続		
	1 建設 J V の結成	
	2 運転維持管理 J V の結成	
	3 総価契約単価合意方式の適用	4件
第 7 提出書類の取扱い		
	1 技術提案の使用及び保護	1件
	2 特許権等	
第 8 特定工事／委託		
第 9 その他		
	1 入札の延期又は取りやめ	
	2 当該契約において使用する言語及び通貨	
	3 関連情報を入手するための照会窓口	
	4 契約条項等の閲覧	
	5 本事業について	
	6 指定様式について	
	7 下請契約について	
	8 建設業退職金共済制度について	
第 10 Summary		
	1 予定価格	
	2 入札及び契約手続等	
	3 入札に伴う費用負担	
	4 情報公開及び情報提供	
	5 本事業の実施方針に関する問い合わせ先	
	6 その他	
別紙		
	1 Subject matter of the contract	
	2 Time-limit for tender(direct delivery)	
	3 Deadline for tender (by registered mail)	
	4 Contact point for the notice	
その他		1件
合計		33件

2 基本契約書（案）に関する質問・意見合計6件		質問
第1条（目的）		
第2条（定義）		1件
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）		
第4条（事業日程）		1件
第5条（契約の締結）		
第6条（役割分担）		
第7条（契約内容不適合に関する責任）		1件
第8条（モニタリング実施計画）		
第9条（本契約上の権利義務の譲渡の禁止）		
第10条（債務不履行）		
第11条（本契約の解除）		
第12条（事業者による契約の解除）		
第13条（契約解除の効果）		
第14条（構成企業の変更）		
第15条（秘密保持義務）		2件
第16条（個人情報の保護）		
第17条（本契約の変更）		
第18条（準拠法及び管轄裁判所）		
第19条（有効期間）		1件
第20条（その他）		
別紙 1 事業日程		
合計		6件

3 建設工事請負契約書（案）に関する質問・意見合計21件		質問
第 1 章 一般条項		17件
第 2 章 特約条項		
【別添資料】		3件
合計		20件

4 運転維持管理業務委託契約書（案）に関する質問・意見合計35件		質問
第 1 章 一般条項		9件
第 2 章 特約条項		7件
【別添資料】		17件
合計		33件

5 モニタリング基本計画書（案）に関する質問・意見合計1件		質問
第 1 総論		1件
第 2 設計業務のモニタリング		
第 3 工事業務のモニタリング		
第 4 運転維持管理業務のモニタリング		
第 5 事業終了時のモニタリング		
参考資料 役割分担表		
合計		1件

第 1 本事業の概要		
1	事業の目的	
2	事業内容に関する事項	1件
3	対象施設	
第 2 事業者の募集及び選定に関する事項		
1	事業者の募集及び選定方法	
2	事業者の募集及び選定の手順	
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件		
1	応募グループの構成等	
2	共通の参加資格要件	
3	各業務における参加資格要件	
第 4 審査及び選定に関する事項		
1	総合評価審査委員会	
2	入札参加者の評価方法	
3	落札者の決定	
4	落札者の制限	
5	評価結果等の公表	
第 5 落札後の手続		
1	建設 J V の結成	
2	運転維持管理 J V の結成	
第 6 提出書類の取扱い		
1	技術提案の使用及び保護	
2	特許権等	
第 7 民間事業者の責任明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項		
1	基本的な考え方	
2	要求水準	
3	予想されるリスクと責任分担	
4	事業の実施状況のモニタリング	
第 8 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項		
第 9 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項		
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	
2	本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	
3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	
第 10 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	
第 11 対価の支払に関する事項		
1	設計及び工事業務に係る対価	
2	運転維持管理業務に係る対価	
第 12 その他		
1	予定価格	
2	入札及び契約手続等	
3	入札に伴う費用負担	
4	情報公開及び情報提供	
5	本事業の実実施方針に関する問い合わせ先	
6	その他	
別紙		1件
別紙1	長沢浄水場全体平面図・敷地内建築物一覧	
別紙2	事業対象範囲（主な整備内容）	
別紙3	事業対象範囲（運転維持管理）	
別紙4	長沢浄水場周辺用途地域	
別紙5	機械フローシート	
別紙6	単線結線図	
別紙7	システム構成図	
別紙8	計装フローシート	
別紙9	リスク分担表	
合計		2件

## 8 要求水準書に関する質問・意見合計61件

質問

第 1 本事業の概要		
	1 事業の目的	
	2 事業者に求める役割	
	3 事業内容に関する事項	13件
	4 対象施設	1件
	5 本事業に係る基本事項	4件
	6 本事業における留意事項	4件
第 2 事前調査設計業務に関する要求水準		
	1 基本事項	
	2 事前調査業務の要求水準	2件
	3 設計業務の要求水準（共通事項）	4件
	4 設計業務の要求水準	8件
第 3 工事業務に関する要求水準		
	1 基本事項	
	2 工事業務	1件
	3 工事監理業務	
第 4 運転維持管理業務に関する要求水準		
	1 基本事項	10件
	2 運転維持管理業務	10件
別紙		
	別紙10 耐震設計基準書 補強編（川崎市上下水道局）	
	別紙11 各種申請・手続きの一覧表（想定）	
	別紙12 一次濃縮槽 耐震補強概要図（参考図）	4件
	別紙13 一次濃縮槽・二次濃縮設備 機械設備更新図（参考図）	
	別紙14 一次濃縮槽・二次濃縮槽設備 電気設備更新図（参考図）	
	別紙15 新排水処理棟 建築図面（参考図）	
	別紙16 新排水処理棟 機械設備更新図（参考図）	
	別紙17 新排水処理棟 電気設備更新図（参考図）	
	別紙18 既設擁壁等 撤去復旧図（参考図）	
	別紙19 残置擁壁位置図（参考図）	
	別紙20 新排水処理棟 造成計画図（参考図）	
	別紙21 場内配管整備概要図（参考図）	
	別紙22 工事監理業務（一般業務）	
	別紙23 公共建築物点検マニュアル	
その他		
	合計	61件

## 15 各種様式（第3号様式～7-1号様式）に関する質問・意見合計1件

質問

	各種様式（第3号様式～7-1号様式）	1件
	合計	1件

入札説明書等に関する質問・回答

No.	対象資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					内容	回答
1	入札説明書	応募時の提出書類	21	第4					提出書類に建設JV及び運転維持管理JVの協定書とありますが、入札参加確認申請時の書類としては、捺印の無いJV協定書(案)として提出し、落札後に締結(JV組成)をするとの理解でよろしいでしょうか。入札説明書66頁第6には基本契約締結後にJVを組成するとの記載がございます。	当該協定書については、各社捺印がされた確定書類として提出をお願いします。 なお、入札説明書P66の第6.1 建設JVの結成及び2 運転維持管理JVの結成に共通する記載について、次のとおり訂正します。 訂正前：『基本契約締結後に～JVを結成する』 訂正後：『入札参加資格確認申請申込期限までに～JVを結成する』
2	入札説明書	技術提案書類の作成	23	第4	3	(1)	ア	(ウ)	図や表は算出根拠資料に記載とあるが、提案書本文に説明の補助として図表を入れても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P23 3(1)ア(ウ)の技術提案書の作成要領の記載において、「図及び表は算定資料の説明資料に記載すること」とありますが、技術提案書第4-1号様式の各技術提案書の本文中にも、定められた枚数制限内であれば、必要に応じて図表を入れることは可能とします。
3	入札説明書	技術提案書類の作成	23	第4	3	(1)	ア	(オ)	「会社名、住所、ロゴマーク等、入札者を特定できる表現は使用禁止とする」と記載がありますが、協力企業に関する記載も同様でしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	3号様式(別紙)	37						3号様式別紙は自己評価欄を追加して記載するとの理解でよろしいでしょうか。	自己評価欄は不要です。
5	入札説明書	技術提案書	38	第4号様式					各技術提案書(様式第4号)は商号又は名称(共同企業体名)を記載する欄がありますが、建設JVもしくは維持管理JVのどちらかを記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、両者重複した記載内容がある様式は、事業者判断にて記載するJVを判断してよろしいでしょうか。	入札説明書P35-P60に記載の『第3号様式』、『第4号様式』、『第5号様式』、『第6号様式』、『第7-1号様式』において、『商号又は名称(共同企業体)』となっておりますが、全て『商号又は名称(代表企業名)』に訂正します。 応募グループの代表企業を記載いただくようお願いいたします。 ※本回答の公表と同時に、各種様式(Excel形式)の公表データは修正後のデータに差し替えています。
6	入札説明書	特定JV新規登録申請について	10	第2	1	(2)	ク		建設JVに係る協定書(任意様式)は、乙型での協定書を応募グループの任意様式で提出するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本市で公表している協定書は甲型のみに対応したものとなりますが、国交省等が例示している書式等も参考に、一般的に必要な事項を組み込むようお願いします。
7	入札説明書	特定JV新規登録申請について	10	第2	1	(2)	ク		入札参加資格確認申請時に運転維持管理JVに係る協定書(任意様式)を提出することとありますが、20頁にある第3.3(3)アには、運転維持管理業務を実施する企業の要件として「基本契約締結後に、運転維持管理JVを結成するものとする。」とあります。協定書を締結した時期からJVは結成されていると考えますが、どちらが正しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。 No.1の回答を参照ください。 入札参加申込時点で協定書に基づきJVを締結いただく必要があります。 P20 第3.3アの記載については、次のとおり訂正します。 訂正前：『運転維持管理を実施する企業は、基本契約締結後に運転維持管理JVを結成する～』 訂正後：『運転維持管理を実施する企業は、入札参加資格確認申請申込期限までに運転維持管理JVを結成する～』
8	入札説明書	提案書類提出一覧表	23	第4	3	(1)			「図及び表は算定資料の説明書に記載すること」とありますが、技術提案書の第4-1号様式-①～⑩には図及び表は含んではいけないという理解で宜しいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
9	入札説明書	提案書類提出一覧表	23	第4	3	(1)			技術提案書の第4-1号様式-①～⑩の様式がエクセルの様式となっております。提案書作成の際に修正が多く発生する恐れがありますので、枠の形式は応募者の任意で変更可能とすることをお認めいただけますでしょうか。	指定された用紙サイズ内であれば、枠の大きさを広げる等は可能とします。必要に応じてWord等の様式に変換も可とします。

10	入札説明書	提案書類提出一覧表	23	第4	3	(1)			算定資料の説明書について、A3版、片面、20枚以内と記載がありますが、図面、図及び表を含めて20枚以内となりますでしょうか。パースについては別資料として問題ないでしょうか。	図面、図、表、パース等を含めて20枚以内となります。
11	要求水準書	本事業のスケジュールについて	3	第1	3	(4)	ウ		既設施設運転終了時期と新設排水処理施設運転開始時期が令和12年3月となっていますが既設施設と新設施設が同時に稼働することはないという理解で宜しいでしょうか。	令和12年3月までに新設施設の試運転期間が完了し、通常運転を開始することを示しています。試運転もあることから、同時に稼働する時期が一定期間生じます。
12	要求水準書	本事業のスケジュールについて	3	第1	3	(4)	ウ		新設排水処理施設の運転・維持管理期間が「令和12年3月～令和12年3月31日」とありますが、「令和12年3月～令和31年3月31日」の誤記という理解で宜しいでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書P3 第1.3(4)ウの記載について、次のとおり訂正します。 訂正前：『新設排水処理施設運転開始～令和11年度～令和30年度 ※令和12年3月～令和12年3月31日』 訂正後：『新設排水処理施設運転開始～令和11年度～令和30年度 ※令和12年3月～令和31年3月31日』
13	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO.1に開発区域面積について記載があります。この判断により、応募グループ内の構成企業が変わることやコストを極力抑えたいと考えており、入札前に本事業が「開発行為に該当」するか否かについて、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課へ開発区域面積がどの範囲の面積を示すのかを申請し、開発行為の有無を文章で質疑してもよろしいでしょうか。	開発区域面積については、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課に事前相談を行っております。今回の計画は「開発行為の許可」を要しないため、開発区域は任意に設定でき、事業区域を開発区域と設定することが可能との回答がありました。よって、開発区域面積が5ha未満であることから、本事業が「開発行為」を伴う場合は第3種行為としての手続きが必要となります。詳細はNo.18の回答を参照ください。
14	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO.1に開発区域面積について記載があります。この判断により、応募グループ内の構成企業が変わることやコストを極力抑えたいと考えており、入札前に本事業が「開発行為に該当」するか否かについて、川崎市まちづくり局指導部宅地審査課へ開発区域面積がどの範囲の面積を示すのかを申請し、開発行為の有無を文章で質疑してもよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
15	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	第二回質問に関する回答のNO.5に事業者提案により、本事業が川崎市宅地開発指針に規定する「土地の形の変更」に該当する場合は、都市計画法第4条第12項に規定する「開発行為」に該当し、「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1」に規定する「開発行為」として事業区域面積により第3種行為としての手続きが必要とされます。と回答がありますが、第3種の根拠とされた開発区域の面積をお示しください。開発区域面積が敷地面積と同じとなる場合は第1種行為に該当し、工程、コストに多大な影響が懸念されます。	No.13の回答を参照ください。
16	要求水準書	開発行為について	18	第1	6	(8)	ア		第一回質問に関する回答のNO.15に開発許可は不要と記載があります。本事業は、都市計画法第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書	開発行為について	18	第1	6	(8)	ア		第一回質問に関する回答のNO.15に開発許可は不要と記載があります。本事業は、都市計画法第21条第15号で定める水道法第3条8項で定める「水道施設」であるため開発許可は不要という理解でよろしいでしょうか。	No.16の回答を参照ください。



18	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	<p>第一回質問に関する回答のNO. 15に開発許可は不要と回答があり、つまり開発行為に該当しないと理解しました。本事業の環境影響評価調査の要否において、川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO. 1の開発行為に該当となれば環境影響評価を行うと記載がありますが、本事業では開発行為に非該当となるため環境影響評価は該当しないという理解でよろしいでしょうか。もしも、入札後に開発行為に該当となった場合は、その期間の工程や費用は、設計変更の対象と理解してもよろしいでしょうか。</p>	<p>開発行為については、第2回質問に関する回答のNo. 5の上段に記載のとおりです。  (補足)本事業は、主として建築物の建築の用に供することを目的としています。よって、事業者提案により、本事業が川崎市宅地開発指針に規定する「土地の形の変更」を伴う場合は、都市計画法第4条12項に規定する「開発行為」に該当します。  開発行為の許可については、要求水準書 第2 4. 設計業務の要求水準 (3)新設排水処理棟建設 イ (7) c に記載のとおりです。  (補足)排水処理棟は排水処理施設に含まれ、排水処理施設は水道法第3条第8項で定める「水道施設」であり、都市計画法施行令第21条第15号で定める「公益上必要な建築物」であることから、都市計画法第29条の開発行為の許可は不要となります。  上下水道局では本事業が開発行為に該当し、川崎市環境影響評価に関する条例における第3種行為に該当する可能性があると思定し、これを踏まえて令和13年度までに事前調査設計業務及び工事業務が完了できるものとして本事業のスケジュールを設定しています。</p>
19	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	<p>本事業の環境影響評価調査の要否において、川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO. 8に、「浄水施設の新設」と記載がありますが、本事業は「排水処理施設の改良工事」であり、浄水を直接的に作る施設ではなく、さらに、浄水場全体からすると改良工事であるため環境影響評価は該当しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>川崎市環境影響評価に関する条例における「浄水施設の新設」の要件について、本事業で整備対象となっている「排水処理施設」は水道法第3条第8項の浄水施設に該当しないと判断し、関係部局との協議の結果、条例の適用を受けないとされております。</p>
20	要求水準書	環境影響評価調査について	4	第1	3	(4)	エ	(ア)	<p>本事業の環境影響評価調査の要否において、川崎市環境影響評価制度のあらましの「表」NO. 8に、「浄水施設の新設」と記載がありますが、本事業は「排水処理施設の改良工事」であり、浄水を直接的に作る施設ではなく、さらに、浄水場全体からすると改良工事であるため環境影響評価は該当しないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 19の回答を参照ください。</p>